



境界線

施設長 松島栄一

先日縁あってけやき祭で集めた支援物資をおくっている街である福島県のいわき市四倉と隣町広野町に行ってきました。ここは、津波の被害もさることながら、福島第一原発から20Km～30kmということで、いまだに放射能の数値も高く、その影響も受けている地区というところにあたります。

四倉についたときは、港の施設など多少壊れているところもあるけどという印象を受けましたが、町をちょっと歩いてみると建物は立っているけども一階が壊れている。よく見ると解体OKといった張り紙がある。そんな建物がいくつもありました。街のあちこちから聞こえてくる音は解体の工事の音でした。そんな建物の道一本、壁一枚隔てた隣では何事もなかったかのよう(何事もなかったわけはありませんが)に生活が営まれている姿も在りました。そのあまりにもくっきりとした境に「どうして」といった一種の無常感に似た感覚を覚えた次第です。

また、港にいた年配のご婦人にお話を伺ったところ、その方も家の一階を流され、命からがら避難したそうですが、「年寄りは何人も逃げられなくてなくなった。若い人は何十年もローンがあるから、また直して住んでいるけど、私たちにはその力はありません。」と淡々と語っておられました。今はアパート暮らしだということです。その境目はどうして決まるのでしょうか。私たちの日常の生活の中でもこうした境目がついてしまうことはいつでもありうるのだと思うと同時に、これでいいのかと改めて思った次第です。

ちなみに隣町の広野町は、原発から20Km～25Kmと近いということでしょうか、海岸近くで家が壊れたままで手つかずと思われる集落もありました。この境目も・・・。

11月・12月の予定

11月21日(月)～健康チェック週間

11月23日(水) 勤労感謝の日(休業日)

11月26日(土) 一松工房祭 10時～14時 ※けやきは休業日です。

12月23日(金) 天皇誕生日(休業日)

12月28日(水) けやき年内活動最終日

「けやき」冬季休業期間のお知らせ

12月29日(木)～1月3日(火)は、冬季休業期間とさせていただきます。

新年は1月4日(水)が活動開始日となりますので、よろしくお願いいたします。

御存知ですか？ 在宅で暮らす障害のある方が対象の制度について

在宅(生活ホームやグループホーム、ケアホームを含む)で暮らす障害のある成人の方を対象とした、あるいは関係した手当等のあることをご存知でしょうか？
市町村によっては、ほとんど知られておらず、支給されていない手当などもあるようです。
一度、改めて御確認されてみてはいかがでしょうか。

「特別障害者手当」

精神又は身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅障害者に手当を支給します。

支給対象 支給対象基準;「昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号厚生省社会局長通知」による。
(けやきに資料があります。必要であればコピーしてお渡しできます。)

所得制限 本人所得又は扶養義務者等の所得が一定額を超える場合には手当は支給されません。

支給額 月額 26,340 円(平成 23 度)支給月 年 4 回支給 2 月、5 月、8 月、11 月

申請手続 申請書が市(区)福祉事務所又は町村福祉担当課にあります。

「在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当」

在宅重度知的障害者、ねたきり身体障害者、又はそれらの人々を介護する方に支給する手当です。なお、特別障害者手当、経過的福祉手当及び介護保険給付(年度通算 7 日以内のショートステイの利用を除く。)を受給している場合は除きます。

支給対象

在宅重度知的障害者

療育手帳の程度が○A の 1、○A の 2、○A、A の 1、又は A の 2 と判定された満 20 歳以上の在宅者、又はその者を介護する家族(障害者相談センターで重度と判定された者でもよい。)

ねたきり身体障害者

自宅において、おおむね 6 か月以上ねたきりで、入浴、食事、排便等の日常生活に人手を必要とする 20 歳以上 65 歳未満の者又はその者を介護する家族

所得制限 本人所得又は扶養義務者等の所得が一定額を超える場合には手当は支給されません。

手当額 市町村によって異なります。

申請手続 申請書が市役所、町村役場にあります。※なお、実施していない市町村もあります。

「心身障害者扶養年金」

心身に障害があるため、独立自活することが困難な者を扶養している者が、その生存中毎月一定の掛金を拠出し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付する制度です。

加入資格

県内に居住する 65 歳未満の者で、次に掲げるいずれかに該当する者を扶養していることが必要です。

身体障害者手帳 1 級から 3 級までの所持者

療育手帳所持者

精神または身体に永続的な障害のある方(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が上記 1 又は 2 と同程度とみとめられる者

掛金の額 月 9,300 円～23,300 円(2 口加入の方 18,600 円～46,600 円)

支給額

1. 年金 20,000 円(2 口加入している者については 40,000 円)
(加入者が死亡し又は重度障害となったとき障害児(者)の生存中毎月支給)
2. 弔慰金加入期間に応じた額(加入者の生存中、障害児(者)が死亡したとき)
3. 脱退一時金加入期間に応じた額(加入者が任意に脱退するとき)

加入申込手続

市(区)福祉事務所又は町村福祉担当課

※平成 19 年度以前に加入された方は、上記の掛金額と異なります。

～11月「けやき」ミニ・ギャラリー①～

<11月17日 合同外出 アクアライン「うみほたる」>

～陸沢町観光バスを借りて行ってきました!～



なんとオーシャン・ビューの「あし湯」があるのですよ!
それも無料なんです!! 知らないおじさんと御一緒しました。



よ～く、あったまりました♡



カラン♪カラン♪
鐘を鳴らしました。



「あっ、見られちゃいましたね、つつい夢中になってしまっ…」映像水族館にて。

お願い

「けやき」の活動の様子の画像を今年度も「木洩れ日」や「生き生き展用のポスター」などに掲載したいと思います。掲載を希望しない利用者・保護者の方は、お手数ですが「けやき」(担当；西)までご連絡下さい。

東日本大震災震災支援のために

「けやき」の仲間と皆さんの力で

15,167円を募金しました！

おかげさまで、先月の「けやき祭」と今月の九十九祭での「けやき」震災支援の物資販売と募金活動で以下の通り、合計15,167円という金額が集まりましたので、被災地の作業所・施設・事業所、障害のある人々への支援に使われる「きょうされん自然災害支援基金」へ募金させていただきました。ご協力ありがとうございました。

10月7日—8日の「けやき祭」収益金 7,185円…①

「けやき祭」募金 3,557円…②

11月13日九十九祭（学園・幼児教室会場）募金等

4,425円…③

合計(①+②+③) 15,167円

※なお、現在も「きょうされん自然災害支援基金」は以下で受け付けております。

郵便振替 口座名義 きょうされん自然災害支援基金口

口座番号 00100-7-86225

～11月「けやき」ミニ・ギャラリー②～

<11月13日 九十九祭（学園・幼児教室会場）に「けやき」出店で大盛況?!!>



編集後記▼施設長に連れられ、東日本大震災の被災地、いわき市四倉に行った。地震や津波の被害は半年以上たった時点でも、まだあちこちに残る跡から、そのすさまじさを想像できた。▼本来、どんな災害でも慣れ親しんで暮らしてきたその地に被災後も留まり暮らしていこうとする人は多い。当たり前だ。でも、そこは福島第一原発から30キロ圏内の地。果たして若い働き盛りの人でも、いったいどれだけの人が家を新しくするだろう？この先もこの地で暮らしていこう、子どもを産み、育て、世代をつないでいこうとする人は一体どれだけいるのだろうか？▼そんなことを被災地に立ってみて初めて感じているうちに、「その地から人々を引き剥がし、地域社会を根こそぎ壊す放射能汚染の怖さ」に今更ながら気がついた。▼未だ事故原因どころか、現状すら正確に把握できていないのに、それでも原発稼働する姿勢を見せる政界・財界。そこには原発問題に留まらない、例えば「障害者自立支援法」の問題にも通ずる、この社会の根本的な問題としての、許しがたい、悲し過ぎるほどの、「人間という存在に対する不敬」を、今、強く、強く感じている。（西）